

工事監査結果報告書指摘事項に関する措置状況

【令和5年度 工事監査結果報告書分】

| 指摘事項 | 措置状況 | 課名 | 報告年月日 |
|---|---|-------|---------------|
| <p>本工事を進めるにあたり、市が所有する書類等の借用届が提出され、所要の対応がされたことと思うが、当該届では、申請者、来庁者（借用届の持参者）及び当該施工業者との関わりや本人確認等についての記載がなく、また添付資料も無かったため、どう取り扱ったかが不明であった。交付時期、返却時期などを含め、市の所有物品に関する借用について、一連の対応状況が判るよう記録されたい。</p> | <p>工事に関し、市が所有する書類等の借用届の申請者は既知の工事関係者であったので、特に本人確認をしていなかった。上記の指摘のあった翌日（令和5年11月8日）、申請書式を改正し、受付から返却まで一連の対応状況がわかるようにした。</p> <p>処理欄への追記事項</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 本人確認欄 ・ 返却欄 | 学校教育課 | 令和6年 3月11日 |
| <p>市では、請負工事に係る契約の適正な履行を図るため、平成30年4月1日から『犬山市工事監督要領』が施行されている。また、令和5年4月から『公共建築物の営繕工事の事務処理について』という手引きが定められている。その結果、「総括監督職員」と「主任監督職員」が、要領に基づいて工事担当課において任命されている一方で、手引きに基づいて都市計画課内でも同一職名の者を別に任命されていた。本来、前記の監督職員は一人であるところ、現状では複数の者が就いている形となっているため、当該配置について要領と手引きとの間で整合性が図られ、適正な運用となるよう条文の規定等について見直されたい。</p> | <p>令和5年12月22日に『公共建築物の営繕工事の事務処理について』の監督職員の任命を『犬山市工事監督要領』に沿った内容に改め、「総括監督職員」及び「主任監督職員」は工事発注課（施設所管課）にて任命するよう見直しを行い、周知した。また実施中の事業についても、要領に規定する事務処理となるよう修正を行った。</p> <p>今後への対応として、この内容を来年度当初に実施予定の営繕工事の事務処理に関する説明会にて、再度、他課との共有を図り、適切な事務処理を行っていく。</p> | 都市計画課 | 令和6年 3月8日 |